

## 第5章

# 景観重要公共施設の整備に関する事項

【景観法第8条第2項第5号口】

## 第1節 基本的な考え方

多くの市民から親しまれる主要な道路、河川、公園や景観形成重点地区内にある公共施設（景観法第8条第2項第5号口に規定する特定公共施設）などは、景観の骨格をなし、地域のシンボルとなるものであるため、その整備に当たっては良好な景観形成の先導的な役割を果たす必要があります。

そのため、地域の良好な景観形成において、特にランドマークとなるような公共施設、及び将来そのように整備する公共施設については、管理者との協議の上、景観形成の方針に沿った整備や利用が図れるように景観重要公共施設として位置づけ、積極的に景観に配慮した整備を推進していきます。

また、国や他の地方公共団体に対しても、良好な景観形成を効果的に進めるために必要がある場合には協力を求めるものとします。

## 第2節 景観重要公共施設の指定の方針

次に示す指定基準に基づき、公共施設管理者との協議の上、景観重要公共施設を指定します。

### 【指定基準】

- ①市の景観の骨格をなしている。
- ②市民にとって景観形成上重要と考えられている。
- ③景観形成重点地区等において、地域の景観の核として親しまれている。若しくは親まれることが十分予想される。

### 第3節 景観重要公共施設の指定

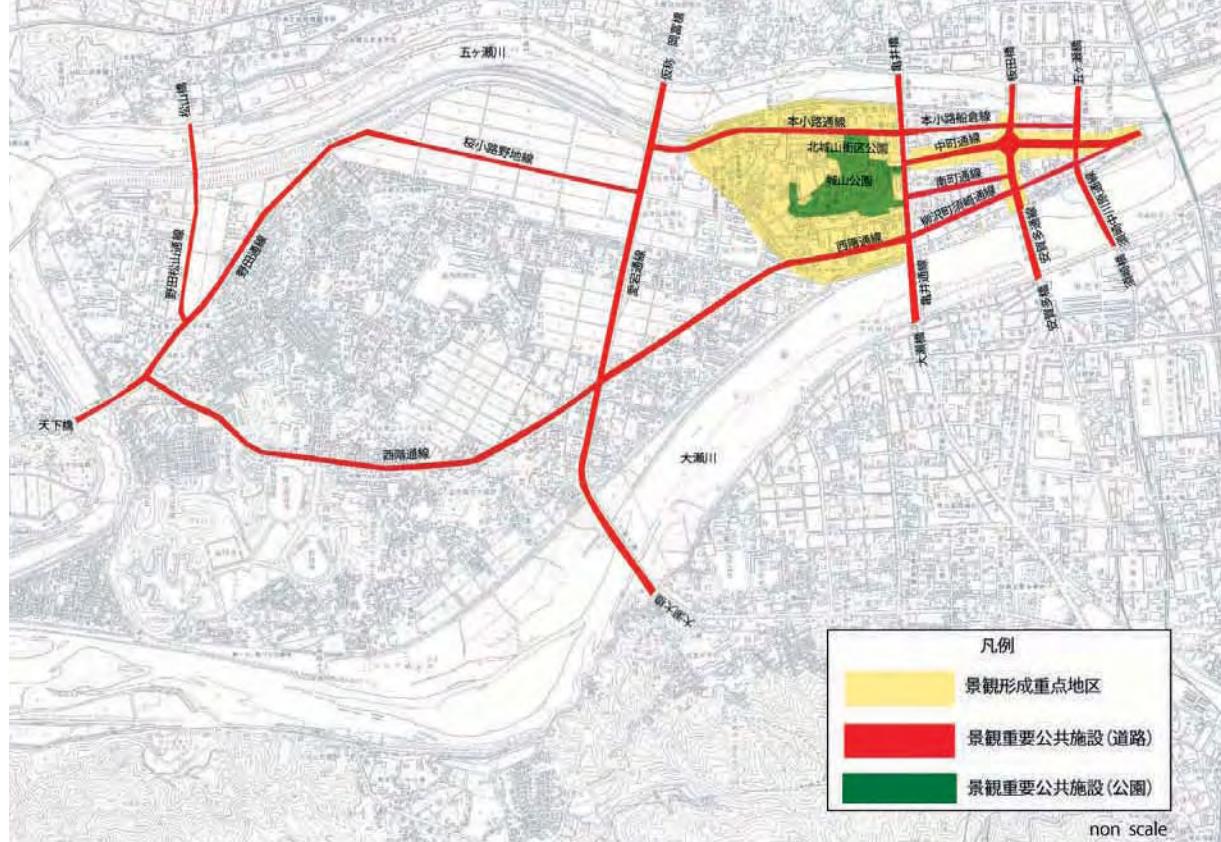
公共施設の維持・継承を基本としつつ、同じデザインとして維持することが困難な事項や、中長期的に見て改善が望まれる事項についても検討し、全体として現在の良好な景観の維持及びその向上を図っていくことを指定の目的とします。

以下を景観重要公共施設に指定します。

#### ・ 川中地区における主要な公共施設

中町通線、本小路船倉線、南町通線、柳沢町須崎通線、亀井通線の一部（大瀬橋から亀井橋まで）、安賀多通線の一部（安賀多橋から板田橋まで）、須崎中川原通線の一部（須崎橋から五ヶ瀬橋まで）、愛宕通線の一部（大瀬大橋から仮称 岡富橋まで）、西階通線、桜小路野地線、野田通線、野田松山通線、城山公園、北城山街区公園

川中地区は、自然環境豊かな五ヶ瀬川と大瀬川に挟まれており、1603 年に延岡城が築城されたことにより、延岡市の都市形成の源となった地区です。現在も、市の中心市街地として位置づけられており、その歴史、文化、自然資源を活かしたまちの整備保全を行っています。特に、市の景観形成上重要な地区である「シンボルロード周辺地区」と「城山周辺地区」は、景観形成重点地区に指定されており、建築物の建築等の届出制度を実施し、市の顔にふさわしい良好なまちなみ形成を一体となって行なっています。景観形成重点地区及びその周辺の主要な公共施設を景観重要公共施設に指定し、魅力ある公共空間の創出を図るものとします。

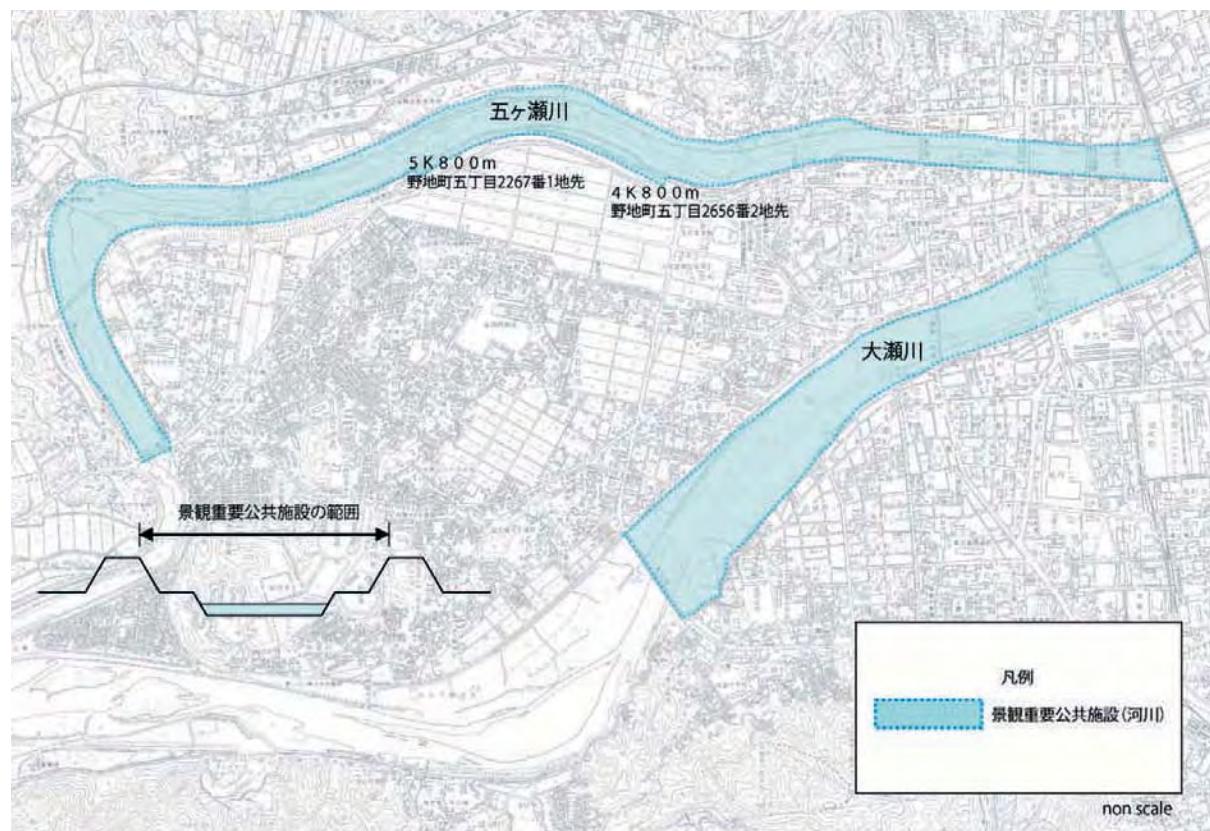


### ・まちなかを流れる河川

五ヶ瀬川水系五ヶ瀬川（JRの橋梁から天下橋）、五ヶ瀬川水系大瀬川（JRの橋梁から大瀬大橋）の河川区域のうち、川表・法肩の範囲とする。ただし、五ヶ瀬川右岸（野地町五丁目2656番2地先から野地町五丁目2267番1地先の区間）については、河川区域とする。

本市には、悠久の昔から五ヶ瀬川をはじめ、大瀬川、祝子川、北川等の清らかで豊富な水量を持つ複数の河川が流れています。これらの河川は、今日までの都市の形成や市民生活、産業の発展に大きな影響を与えてきました。平成20年度に実施した景観に関するアンケートやワークショップにおいて、「延岡らしさを醸し出す重要な場所」として「まちなかを多くの河川が流れる景観」が選ばれていることからも分かるように、河川の景観は、延岡のシンボルとして長年市民に親しまれています。河川敷では、スポーツやジョギング、ウォーキングを楽しむ姿が見受けられ、水辺においては、カヌーや川下りといった各種イベントが開催されています。また、ジョギングロードの一部において河津桜や菜の花が植樹され、河川の景観と調和した景観づくりが成されていたり、定期的な清掃活動などが行われており、河川は市民の自主的な景観づくり活動の舞台ともなっています。

まちなかの河川景観を景観重要公共施設に指定し、今後も人々が訪れ、様々な活動を展開できる市民の共有財産として次世代に受け継いでいくために、魅力ある河川空間の創出、維持管理を図るものとします。



▲景観重要公共施設（河川）概要図

## 第4節 整備に関する事項

### 1. 道路

#### ■ 基本方針

- ・道路として求められる機能の本質を認識し、地域の特性や周辺の景観との調和に努めるとともに、適正な維持管理を行なう。

#### ■ 緑化

- ・良好な景観を形成している既存樹木については、可能な限り、保存、移植等による活用に努める。植栽については、自然の植生、周辺の街路樹との調和に配慮し、延岡の風土に合う樹種の選定を心がけ、延岡らしい景観の創出に努める。
- ・必要に応じ、緑化等により、潤いの場の創出に努める。

#### ■ 歩道

- ・沿道の景観と植栽や歩行者の姿が映える色調のものとし控え目な意匠となるよう配慮する。
- ・歩道の舗装の色彩等、意匠については、周辺の建物や照明施設等との調和を図ること。

#### ■ 道路付属物

- ・標識類、防護柵、照明施設、ベンチ、花壇等の形態、意匠、素材については、周辺の景観との調和、地域の特性又は統一性に配慮する。
- ・照明等のポール類は、通りの景観と調和し、経年変化に配慮した色彩とする。（表面に着色されていない自然石、木材等素材本来が持つ色彩はこの限りではない。）
- ・道路付属物の設置については、必要最小限に抑え、現在の道路デザインと調和のとれたものとし、配置は主要な視点場からの眺望や景観の連續性等に配慮する。

#### ■ 維持管理

- ・維持管理については、整備時の方針が継承されるように努める。
- ・周辺の景観との調和に配慮するとともに、良好な景観を維持するよう、適正な管理、修繕及び補修に努める。

## 2. 橋梁

### ■ 基本方針

背景となる自然やまちなみとの関係に十分な配慮を行い、空間として一体的な美しさを演出する。

### ■ 橋梁本体

- ・橋梁本体の高欄、親柱、橋面の舗装等と一体的な景観の形成に努める。
- ・橋梁の構造、形態、意匠、素材については、周辺の景観との調和や地域の特性に配慮する。
- ・主要な視点場からの見え方に注意して、造形的な美しさを演出するよう努める。

### ■ 高欄及び照明施設

- ・形態、意匠、素材については、橋梁本体との調和に配慮するとともに、快適性を高める配置などの工夫に努める。

### ■ 維持管理

- ・維持管理については、整備時の方針が継承されるように努める。
- ・周辺の景観との調和に配慮するとともに、良好な景観を維持するよう、適正な管理、修繕及び補修に努める。

## 3. 都市公園

### ■ 基本方針

地域の自然、歴史、文化等の特性を活かすとともに地域の快適な環境づくりに努める。

### ■ 公園施設

- ・公園全体や周辺との調和がとれた景観を形成するため、公園施設は景観に配慮した意匠とすること。
- ・園路、広場、休憩所、遊具等の素材は、安全面を考慮した上で、できる限り地場産の自然素材等の利用促進に努める。
- ・安心・快適を感じられる景観を形成するため、ユニバーサルデザインに配慮した園路、休憩施設などの整備を推進すること。
- ・公園等の植栽は、在来樹木など地域に適した樹木を選定するとともに、既存植生の保存・活用等に努めること。
- ・公園と地区とのつながりが感じられるよう、公園の外周部の植栽や施設のデザインなどに配慮すること。

## 4. 河川

### ■ 基本方針

- ・市内を流れる河川は延岡らしい景観として市民に親しまれている。延岡市の魅力が凝縮された延岡の顔として、人々が集う魅力的な河川空間を創出する。
- ・河川は、地域の景観の骨格を形成し、水辺空間や豊かな自然を提供していることから、地域特性や周辺景観に配慮した整備に努める。
- ・河川としての必要な機能や安全性を確保しつつ、河川環境を保全し、市民の憩いの場となる河川空間の整備に努めるとともに、適正な維持管理を行う。